

外国人児童生徒等に対する教育の充実に向けて

令和7年1月31日

文部科学省総合教育政策局
国際教育課長 釜井 宏行



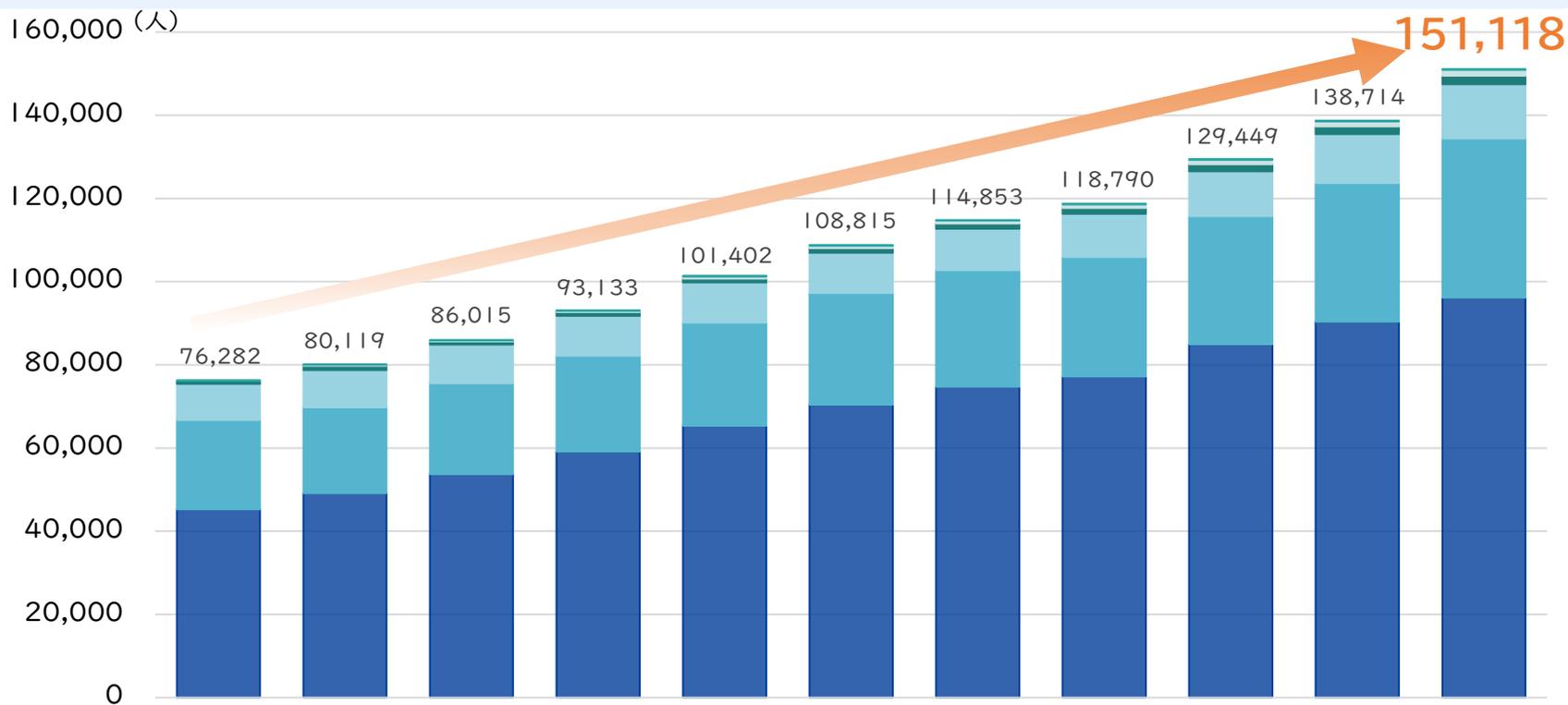
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

外国人児童生徒等の現状と主な取組

公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移

● 公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、10年間で約7.5万人増加し、約15.1万人となっている。

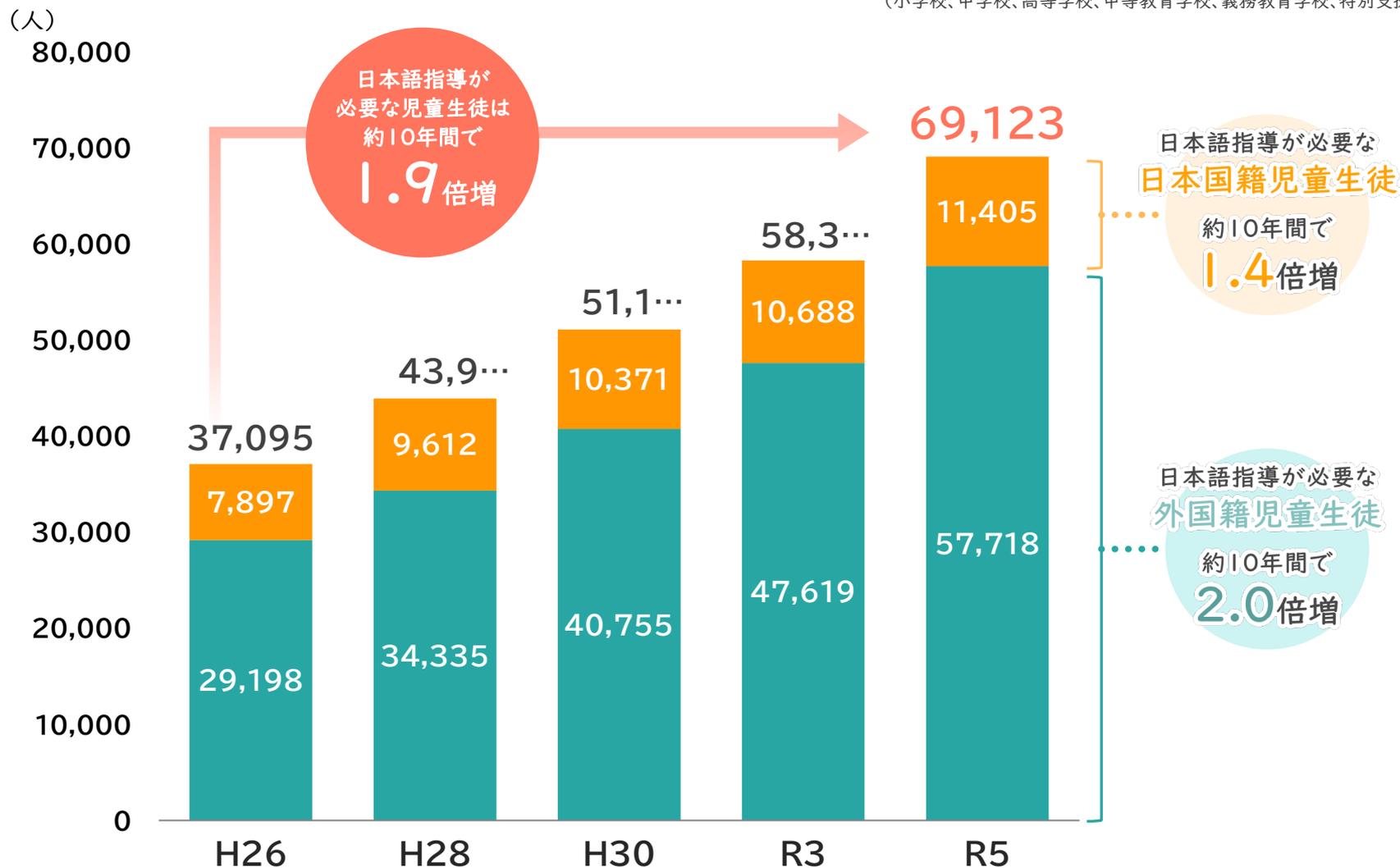


| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■ 小学校 | 45,267 | 49,093 | 53,714 | 59,094 | 65,337 | 70,401 | 74,683 | 77,179 | 84,930 | 90,367 | 96,167 |
| ■ 中学校 | 21,437 | 20,686 | 21,828 | 23,051 | 24,800 | 26,847 | 28,101 | 28,736 | 30,792 | 33,353 | 38,254 |
| ■ 高等学校 | 8,725 | 8,968 | 9,318 | 9,614 | 9,636 | 9,687 | 9,926 | 10,387 | 10,821 | 11,759 | 13,009 |
| ■ 義務教育学校 | 0 | 185 | 207 | 326 | 502 | 613 | 683 | 860 | 1,068 | 1,236 | 1,414 |
| ■ 中等教育学校 | 131 | 148 | 141 | 151 | 155 | 174 | 182 | 200 | 200 | 183 | 187 |
| ■ 特別支援学校 | 722 | 1,039 | 807 | 987 | 972 | 1,093 | 1,278 | 1,428 | 1,638 | 1,816 | 2,087 |

(出典)文部科学省「学校基本調査」を基に作成

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

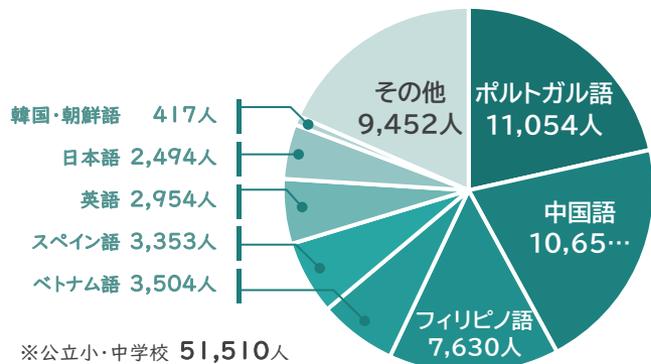
(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



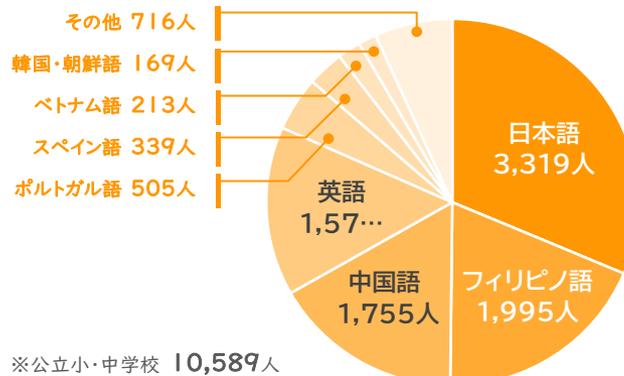
(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

1 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒



日本国籍児童生徒

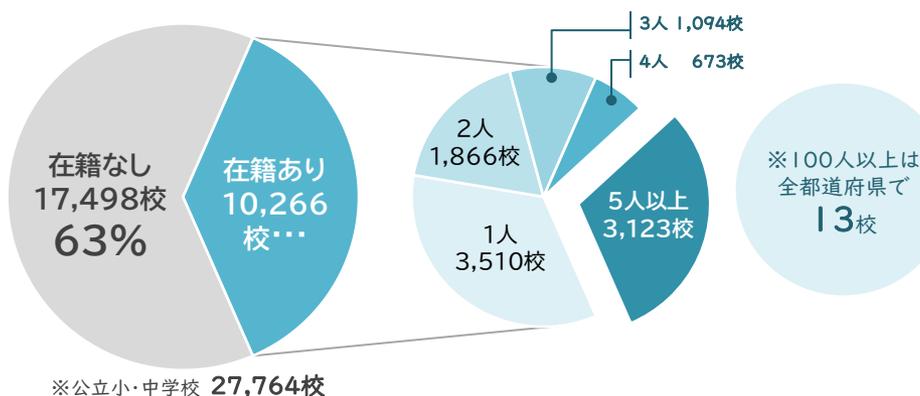


「その他」の言語

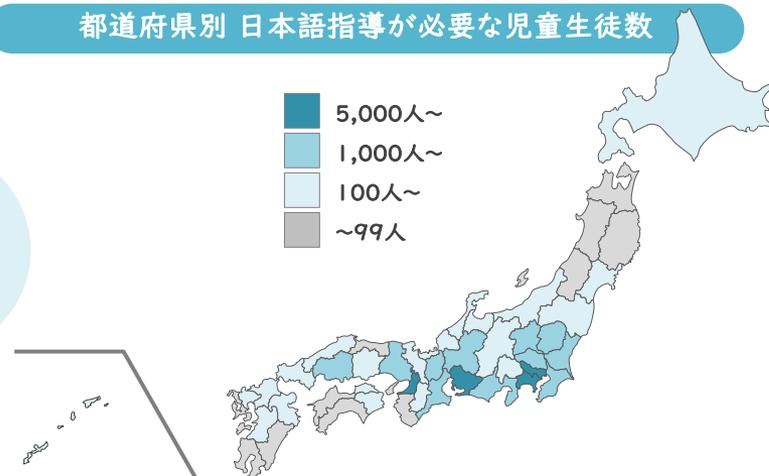
- インドネシア語
- ウルドゥ語
- タイ語
- ネパール語
- ベンガル語
- モンゴル語
- ロシア語
- アラビア語
- ウクライナ語
- バシトゥー語 等

2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数



都道府県別 日本語指導が必要な児童生徒数



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

- 日本語指導が必要な中高生は、進学率が低い一方で、中途退学率や非正規就職率が高い傾向にある。
- 高等学校等への進学を促進する観点から、公立高等学校入学者選抜における特別定員枠の設定等の取組を推進している。
- 早い時期からキャリア教育・進路指導等の取組を実施する必要がある。

日本語指導が必要な中高生の進学率

中学生 90.3% (99.0%) ※1 専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む

高校生 46.6% (75.0%) ※2 短期大学、専門学校、各種学校を含む

※()は、全中学生等、全高校生等の割合。「令和5年度学校基本調査」を基に算出。

日本語指導が必要な高校生の中途退学率

8.5% (1.1%)

※()は、「令和4年度学校基本調査」「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に全高校生等の割合を算出。特別支援学校の高等部は除く。

日本語指導が必要な高校生の就職者における非正規就職率

40.3% (6.3%)

※()は、全高校生等の割合。「令和5年度学校基本調査」を基に算出。

公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠設定状況

20都道府県 ※その他、受験に際しての配慮として試験教科の軽減、問題文のルビ振り等を実施

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和5年度)」等
文部科学省「令和7年度 高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

日本語指導体制の整備状況(教育委員会)

指導体制

(日本語指導が必要な児童生徒等の受入れに際しての指導体制の整備状況)

→ 多くは在籍学校における指導

| 年度 | 総数 | 地方公共団体数(左の内訳) | | | | | | | |
|-------|-------|---------------|-----------------|---------------|----------------------------|--------------------|--------------------------------|--------------|-------------|
| | | 拠点校設置 | 拠点校設置に加え教員の巡回指導 | 支援者による巡回指導・支援 | 学校における教員や支援者による指導・支援(左記以外) | 教員配置のない学校におけるICT活用 | 教育委員会等にコーディネーター組織設置、指導内容の開発・提供 | 整備していない | その他 |
| 令和5年度 | 1,788 | 122 6.8% | 151 8.4% | 357 19.9% | 539 30.1% | 44 2.5% | 95 5.3% | 814 45.5% | 131 7.3% |
| 令和3年度 | 1,788 | 107 6.0% | 146 8.2% | 328 18.3% | 510 28.5% | 27 1.5% | 105 5.9% | 847 47.4% | 147 8.2% |

| 年度 | 総数 | 地方公共団体数(左の内訳) | | | | | |
|-------|-----|----------------|---------------|--------------------|--------------|--------------|------------|
| | | 対象児童生徒がいない・少ない | 通常学級内で支援できている | どのような支援を行うべきかわからない | 指導人員不足 | 予算不足 | その他 |
| 令和5年度 | 814 | 706 86.7% | 69 8.5% | 26 3.2% | 193 23.7% | 112 13.8% | 11 1.4% |

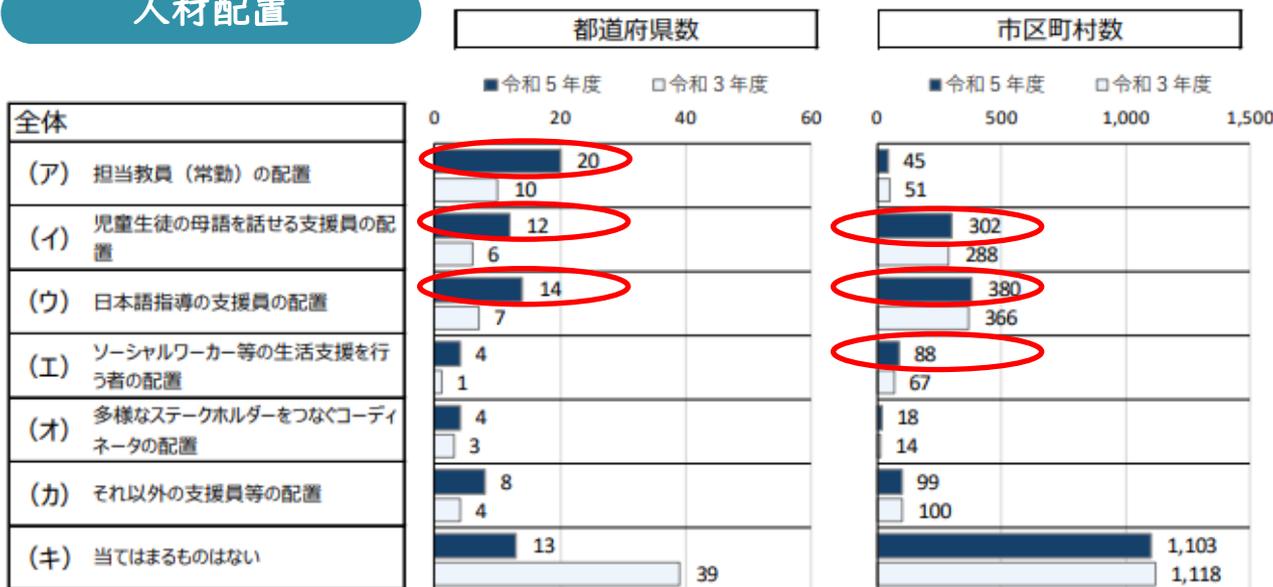
ICT活用

(学校での日本語指導におけるICT端末等の活用有無別地方公共団体数)

→ ICT活用は増加

| 年度 | 総数 | 地方公共団体数(左の内訳) | | |
|-------|-------|---------------|--------------|----------------|
| | | 活用している | 検討中 | 活用していない |
| 令和5年度 | 1,788 | 697 39.0% | 83 4.6% | 1,008 56.4% |
| 令和3年度 | 1,788 | 380 21.3% | 213 11.9% | 1,195 66.8% |

人材配置



→ 担当教員、母語支援員、日本語指導補助者等の人材配置を行う
都道府県・市区町村が増加

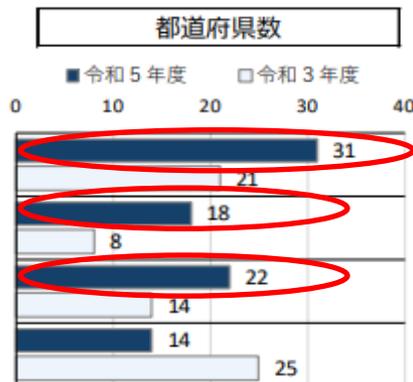
受入体制



→ 関係機関との連携、拠点校・支援センターの設置、日本語指導教室の設置を行う
都道府県・市区町村が増加

研修

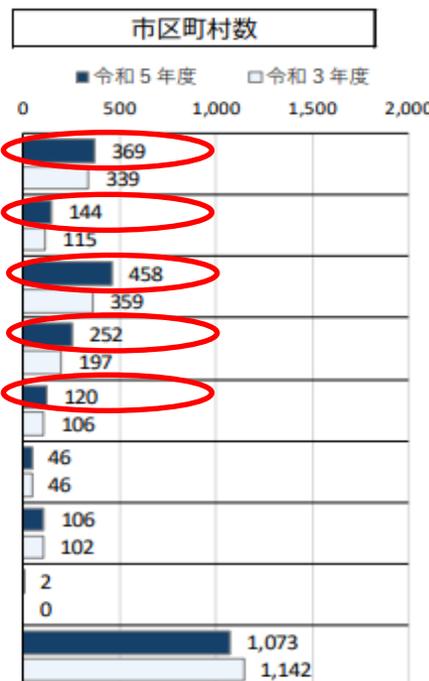
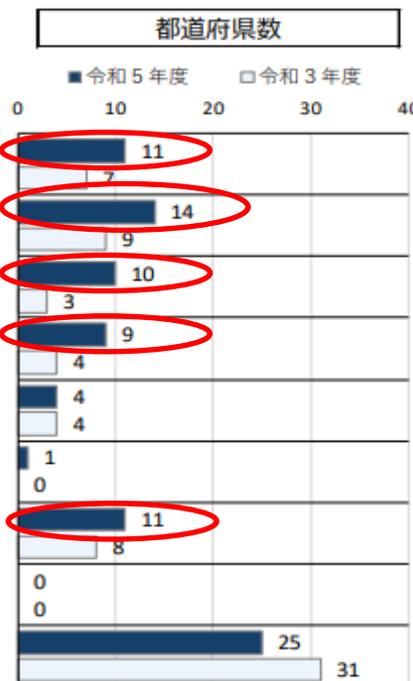
| |
|-------------------------|
| 全体 |
| (ア) 日本語指導担当教員の研修 |
| (イ) 日本語・母語などの支援員の研修 |
| (ウ) 在籍学級担任・教科担当教員も含めた研修 |
| (エ) 当てはまるものはない |



→ 担当教員、母語支援員、日本語指導補助者や各担当教員向けの研修を行う都道府県・市区町村が増加

情報提供

| |
|------------------------------------|
| 全体 |
| (ア) 就学・教育相談窓口の設置 |
| (イ) 就学に関するガイドブックの作成・配布 |
| (ウ) 外国人の子供の保護者に対する就学案内 |
| (エ) 学齢期にある外国人の子供の就学状況調査 |
| (オ) 就学前の外国人の子供の保護者に対する就学ガイダンス |
| (カ) 就学前の外国人の子供を対象としたプレスクール |
| (キ) 外国人児童生徒とその保護者に対する進路ガイダンス |
| (ク) 在京大使館や領事館等との協力による大学進学等に関する啓発活動 |
| (ケ) 当てはまるものはない |



→ 就学に関する窓口、ガイドブック、保護者へのガイダンス等の様々な情報提供を行う都道府県・市区町村が増加

※「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)より作成。

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1 指導体制の確保・充実

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する「**特別の教育課程**」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～）。
- 義務標準法に基づく**日本語指導に必要な教員の基礎定数化**（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）
- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、**日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援**等を推進
- 高等学校「**特別の教育課程**」の制度周知及び資料作成（令和5年度）

2 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- (独)教職員支援機構における「**指導者養成研修**」の実施
- 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「**モデルプログラム**」の開発（令和元年度）
- **外国人児童生徒等教育アドバイザー**の教育委員会等への派遣（令和元年度～）
- 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営
- **日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画**を制作し、文科省HPにおいて公開
- **日本語能力評価方法の研究**（令和4年度）及び**改善のための調査研究**の実施（令和5年度・令和6年度）
- **児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究**（令和5年度・6年度）
- **高等学校における日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料**の開発（令和3年度・令和4年度）

3 就学状況の把握、就学の促進

- 「外国人の子供の就学促進事業」により、**就学状況・進学状況の調査**等を実施する自治体を支援
- 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）
- 日本語教育推進法の基本方針に基づき、**地方公共団体が講ずべき事項に関する指針**を発出（令和2年7月）し、学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進
- 外国人の子供・保護者に対し、**日本の学校生活について紹介する動画**を制作し、文科省HPにおいて公開
- **夜間中学**の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）

4 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、**進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポート**に資する取組、**放課後や学校内外での居場所づくり**に資する取組等を推進
- 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学選抜における**外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定**や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）
- **外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究**の実施（令和7年度）

5 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- **異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方**について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て**調査研究**を実施（令和2年度～令和4年度）
- 日本の幼稚園について7言語で説明している「**幼稚園の就園ガイド**」及び「**外国人幼児等の受入れにおける配慮について**」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

- 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定。令和7年9月5日改訂）
- 中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

外国人児童生徒等への教育の充実

令和8年度予算額(案) 1,504百万円
 (前年度予算額 1,268百万円)
 令和7年度補正予算額 22百万円



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・約8千4百人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
- ・うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で8.5%が中退
- ・大学等進学率は46.6%

進学・就職へ

- 就学状況の把握、就学の促進

- 指導内容の深化・充実
- 指導体制の確保・充実
- 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- 進学・就職機会の確保

体制整備

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～)

95百万円(95百万円)

補助対象:都道府県・市区町村

- <支援メニュー> 補助率:3分の1
- ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
 - ・日本語指導、学習指導 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 1,396百万円(1,154百万円) (拡充)

補助対象:都道府県・市区町村※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助 補助率:3分の1
 <支援メニュー>

- ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導補助者、母語支援員派遣
 - ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 - ・高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 12百万円(18百万円)

- ・「かすたねつ」とによる多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円(0.7百万円)

指導内容構築



外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業 (新規) 22百万円(令和7年度補正予算額)

- ・外国人児童生徒等への日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成する。
- ⇒ (本事業により達成される成果)
指導のガイドラインや支援体制に関する手引きを示すことにより、全国の学校において、外国人児童生徒等に対する指導や支援が実施される。

(担当:総合教育政策局国際教育課)

外国人児童生徒等教育に関する主な動向

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、令和2年6月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
 - 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
 - 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業者の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - (2) 海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等
- 5 日本語能力の評価
試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

5つの基本的な方針



① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

(グローバル人材育成)

- 日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。
- また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流・教育プログラムの展開の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせた取組の推進が求められる。

② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

(共生社会の実現に向けた教育の考え方)

- ……地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。
- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。
- その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点(エンパワメント)を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要である。

目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進する。

▶ 基本施策

○ 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

- 外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

▶ 指標

- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

主体的・対話的で
① 深い学びの実装
(Excellence)

主に第2,3,4,6章
(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び等)

② 多様性の包摂
(Equity)

主に第3,7章
(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境づくり、個別最適な学び・協働的な学び等)

③ 実現可能性の確保
(Feasibility)

主に第5,7章
(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント等)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

趣旨

我が国の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒は令和5年5月時点で約6.9万人と、約10年前に比べて約1.9倍と大幅に増加しており、支援の充実が求められている。

文部科学省では令和元年5月に「外国人児童生徒等の教育の充実に係る有識者会議」を設置し、令和2年3月に報告をとりまとめ、外国人児童生徒等の教育に関する制度改正等が進んだところ。また、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点や、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要であることが盛り込まれた。

現在、中央教育審議会において「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」及び「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問がなされている中、外国人児童生徒等教育の観点でも検討を行うことが求められている。そのため、少子高齢化時代における外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるよう、総合的な見地から今後の取り組むべき施策等について検討を行う有識者会議を設置する。

委員一覧

| | |
|-------------------|---|
| オチャンテ 村井 ロサ メルセデス | 桃山学院教育大学人間教育学部 人間教育学科准教授 |
| 工藤 和志 | 葛飾区立青葉中学校校長 |
| 小島 祥美 | 東京外国語大学多言語多文化共生 センター長准教授 |
| 齋藤 ひろみ | 東京学芸大学教育学部教授 |
| 佐古 秀一 | 鳴門教育大学学長 |
| 佐藤 郡衛 | 国際交流基金 日本語国際センター所長 |
| 高階 章一 | 東京学芸大学名誉教授 |
| 徳永 智子 | 大阪府立大阪わかば高校学校校長 |
| 野口 晃菜 | 筑波大学人間系准教授 |
| バトラー 後藤 裕子 | 一般社団法人 UNIVA 理事 ペンシルバニア大学教育大学院 言語教育学部教授 |
| 浜田 麻里 | 京都教育大学国文学科教授 |
| 平田 郁美 | 群馬県教育委員会教育長 |
| 横溝 亮 | 横浜市教育委員会事務局学校 教育企画部小中学校企画課指導主事 |
| 吉田 美穂 | 弘前大学大学院教育学研究科教授 |

検討事項

1. 指導内容の深化・充実

- 外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方（母語の力の活用、子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、障害のある子供への対応を含む）
- すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるようにするための方策（指導のガイドライン、デジタル技術の活用、教材の効果的な活用を含む）

2. 指導体制の確保・充実

- 指導体制の在り方（集住地域・散在地域における支援の在り方、校内体制の整備を含む）
- 日本語指導担当教師の配置やキャリアパス
- 日本語指導補助者（登録日本語教員を含む）や母語支援員との連携
- 関係機関（支援団体、大学、企業等）との連携

3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- 管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の資質能力向上のための方策（日本語指導担当教師等の養成・採用・研修の在り方や登録日本語教員の活用に向けた方策を含む）

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

- 就学促進のための方策の在り方（プレスクール等の取組の推進）
- 外国人生徒の進学・就職の促進方策（企業と連携したキャリア教育やキャリア支援、保護者への対応を含む）

開催状況

| 日時 | | 議題 |
|------|---------------------|---|
| 第1回 | 令和7年4月4日(金) | 外国人児童生徒等の教育に関する現状と課題について |
| 第2回 | 令和7年4月25日(金) | <u>指導内容の深化・充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレングスアプローチ、言語能力アセスメント、日本語指導に関する提言 |
| 第3回 | 令和7年5月26日(月) | <u>指導内容の深化・充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母語の活用、海外事例 |
| 第4回 | 令和7年7月7日(月) | <u>指導内容の深化・充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童生徒等を包摂する教育実践(群馬県) |
| 第5回 | 令和7年7月25日(金) | これまでの議論の整理 |
| 第6回 | 令和7年8月28日(木) | <u>指導体制の確保・充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集住地域、連携先団体の取組(横浜市) |
| 第7回 | 令和7年9月24日(水) | <u>指導体制の確保・充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散在地域(青森県)、オンライン指導(茨城県)の実践 |
| 第8回 | 令和7年11月10日(月) | <u>日本語指導担当教師等の指導力の向上</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都教育大学、千葉大学による養成段階における取組 |
| 第9回 | 令和7年12月18日(木) | これまでの議論の整理 |
| 第10回 | 令和8年1月16日(金) | <u>外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府立高等学校のキャリア教育・支援の取組、初期集中支援について |
| 第11回 | 令和8年2月20日(金) ※予定 | 報告書骨子案について |
| 第12回 | 令和8年3月16日(月) ※予定 | 報告書案について |

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日）の概要 <日本語教育関連>

外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）（令和7年11月4日）

- 二 第一に、既存のルールへの遵守・各種制度の適正化について
- ・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実
- 五 各閣僚におかれては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

I 基本的な考え方

- ・一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- ・入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- ・その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールへの遵守・各種制度の適正化に向けた取組

2 外国人制度の適正化等について

(3) 日本語教育の充実

ア 来日前の日本語教育

- 育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を支援

イ 大人（労働者）に対する日本語教育

- 育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラムの開発・普及促進
- 監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用

ウ 大人（生活者）に対する日本語教育

- オンライン日本語学習教材の充実、地方公共団体による地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充
- 地域日本語教育に関するガイドラインの作成等を検討

エ こどもに対する日本語教育

- 「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策の検討、ICTや生成AIの活用も含めた指導内容・方法等のガイドラインの提示、日本語指導補助者等への支援の拡充、地方公共団体への財政支援等の拡充

オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

- 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む）が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するためのプログラムなど、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策の検討と登録日本語教員の処遇改善の推進

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

1 日本語教育の充実（前掲）

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(1) 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人児童生徒の指導に必要な知識・技能を効率的に習得できる研修動画を『かすたねっと』等で配信・周知し、教員の資質向上を図る

(2) 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の周知・普及

外国人児童生徒等教育を担う人材の育成

- 外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々（日本語指導担当教師、日本語指導の支援者、外国人児童生徒等の在籍学級の担任、学校管理職、指導主事等）が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示しています。

都道府県教育委員会の役割

- ・施策の推進方針の策定
- ・推進体制の整備
- ・人材確保と育成について

市町村教育委員会の役割

- ・教育委員会が直接行う支援・指導
- ・連絡協議会等を通じて行う支援・指導

学校管理職の役割

- ・温かい面接を工夫する
- ・担任を支え、保護者との信頼関係を築く
- ・日本語指導の環境を整え、習得や適応の状況を把握する
- ・児童生徒の成長を担当と見守る
- ・全教職員で取り組む体制をつくる
- ・地域連携をコーディネートする

日本語指導担当教師の役割

- ・児童生徒への教育活動
- ・校内の連携・共通理解
- ・家庭との連携・共通理解
- ・外部機関・地域との連携・共通理解

在籍学級担任の役割

- ・在籍学級での外国人児童生徒等の受入れ
- ・外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導
- ・共生の教育と学級の国際化
- ・保護者への対応と進路指導

外国人児童生徒
受入れの手引

改訂版



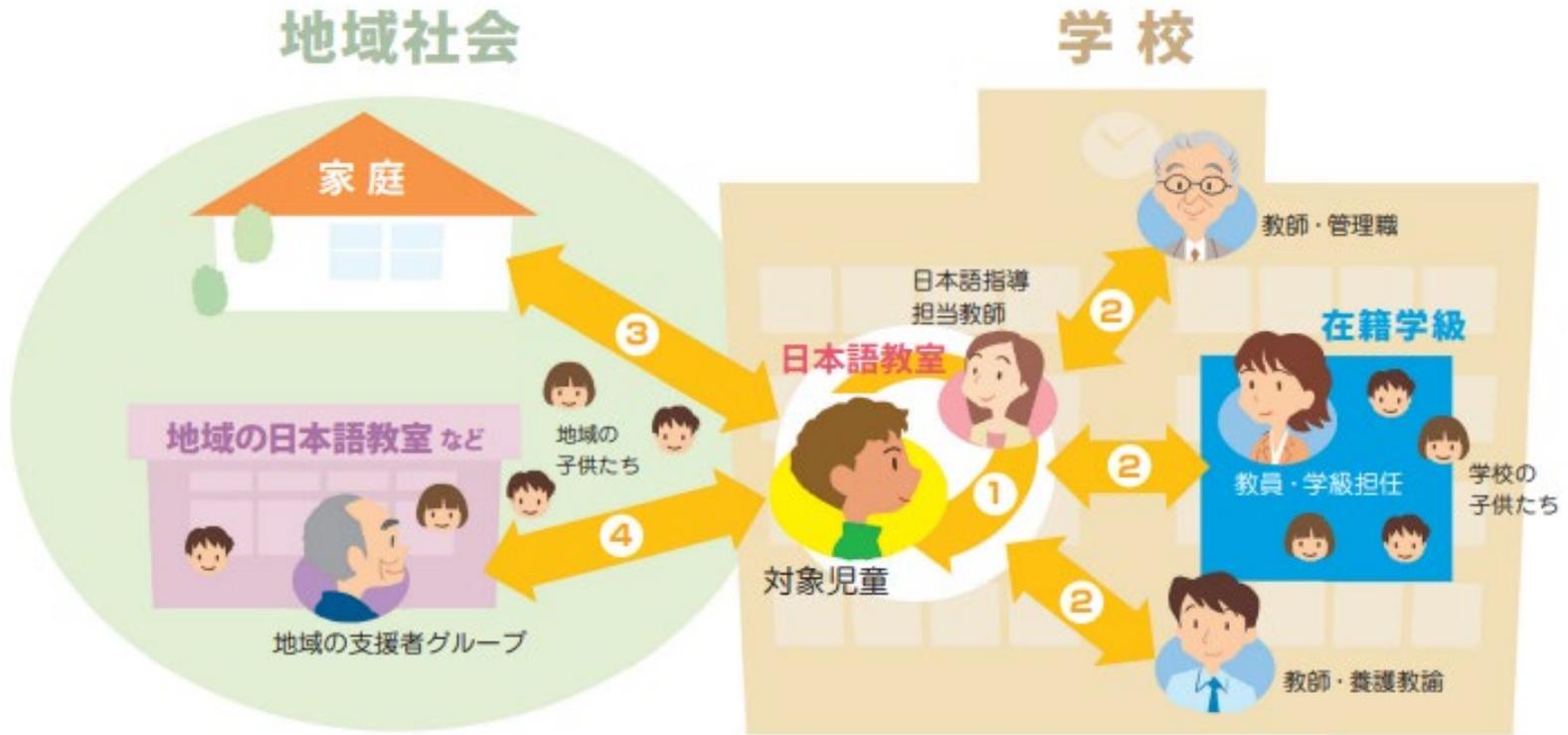
2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

※ 明石書店から販売もされています。



日本語指導担当教師のみならず、管理職のリーダーシップのもと、在籍学級担任や校内の教職員、家庭・地域等のあらゆるステークホルダーとの連携による指導・支援が重要

資質・能力の「豆の木」モデル

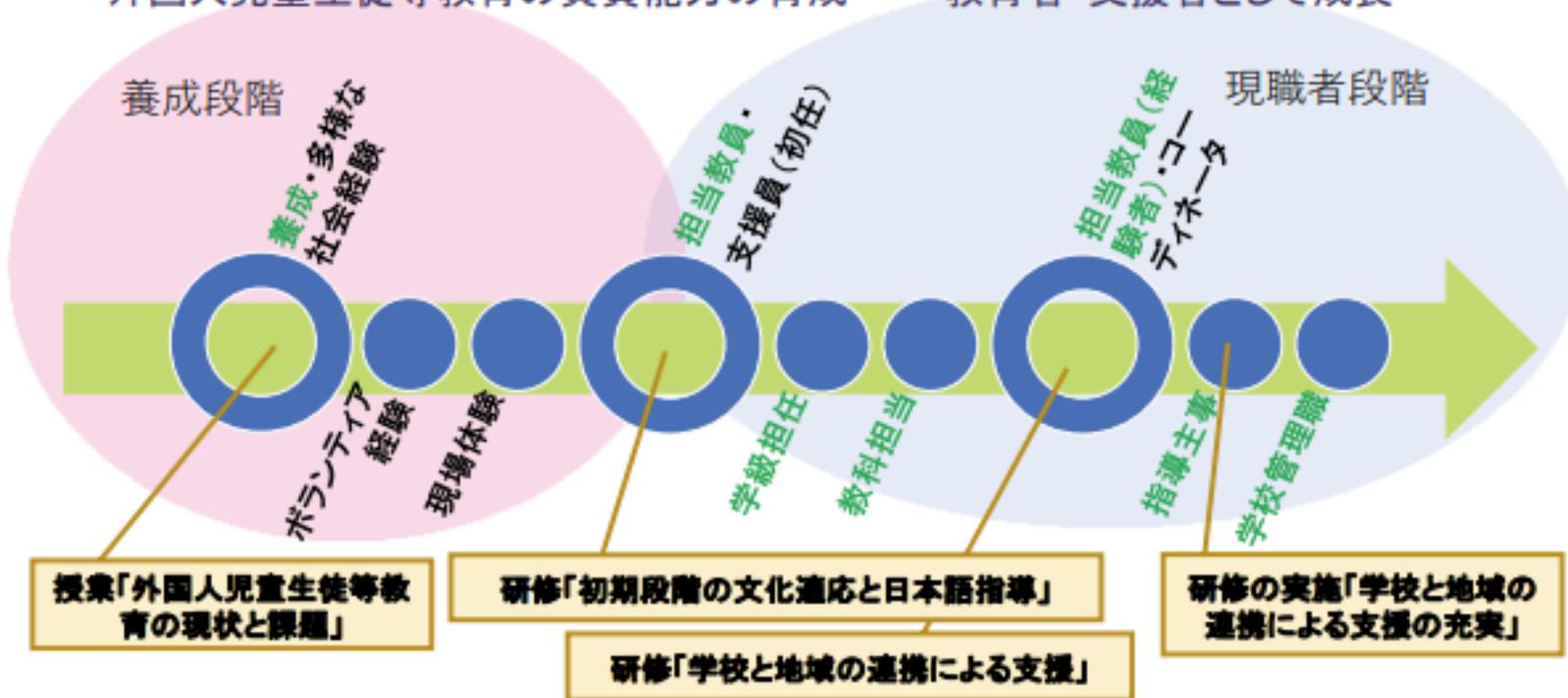
| 資質・能力の4要素と課題領域 | | 求められる具体的な力 |
|----------------|-------------|--|
| 捉える力 | 子どもの実態の把握 | 文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。 |
| | 社会的背景の理解 | 外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。 |
| 育む力 | 日本語・教科の力の育成 | 外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。 |
| | 異文化間能力の涵養 | 外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。 |
| つなぐ力 | 学校づくり | 保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。 |
| | 地域づくり | 異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。 |
| 変える／変わる力 | 多文化共生社会の実現 | 社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。 |
| | 教師としての成長 | 外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。 |

教員・支援員は、それぞれの教育経験と異文化体験、人間性などを土台に、外国人児童生徒等教育の資質・能力を発達させていく。外国人児童生徒等教育に携わる経験は、自身の成長をも促すと考えられる



教師としての力量形成（キャリア形成）の例

外国人児童生徒等教育の資質能力の育成 → 教育者・支援者として成長



総論(案)

○日本社会の内なるグローバル化が進展し、少子化・人口減少が進む中、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現が不可欠である。

○学校教育においては、**多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育を実現**することが喫緊の課題。誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を整備することが求められている。

○**ストレングス・アプローチ**の考え方の下、**全ての子供たちが持っている「長所・強み」に着目**し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることが重要。また、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学ぶことにより、従来の価値観の問い直しや学校や社会の在り方について再検討するといった**マジョリティの変容**につなげていくことも重要である。

○子供たちの強みを十分に伸ばしていくためには、子供を取り巻く家庭や地域、学校、教育行政等がつながり、**ネットワークを形成しながら支援**を行っていくことが必要である。

○ことばは、学校や社会生活への適応やコミュニケーションをとること、学習に参加し、自己実現とアイデンティティの形成を支える重要な役割を果たすものであり、**学校の教育活動全体を通じて、外国人児童生徒等のことばの力を育む**ことが求められる。

多様性を強みとして社会に主体的に寄与する力を育む

3つの「言語の力」を育成する日本語指導の実現に向けた方向性

基本的な方向性

- グローバル化が進展し、少子化・人口減少が進む中、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現が喫緊の課題。
- 学校教育においては、児童生徒の多様性を包摂し、ともに持続的な社会の創り手となれるように、一人一人の可能性を开花させることが求められる。
- そのためには、子供たちが多様性を強みとして、他者とつながりながら自らの人生を主体的に切り拓く力を育成していくことが重要であり、その基盤として、3つの「言語の力」を身に付けることが不可欠。
- 日本語の知識・技能の習得だけでなく、児童生徒が主体的に教科学習に参加し、日本語で思考・表現（外化）し、知識を獲得・活用するための3つの「言語の力」を一体的に育む。
- こうした方向性や中央教育審議会の「論点整理」も踏まえ（※）、引き続き本有識者会議において、具体的な方策等について検討する。

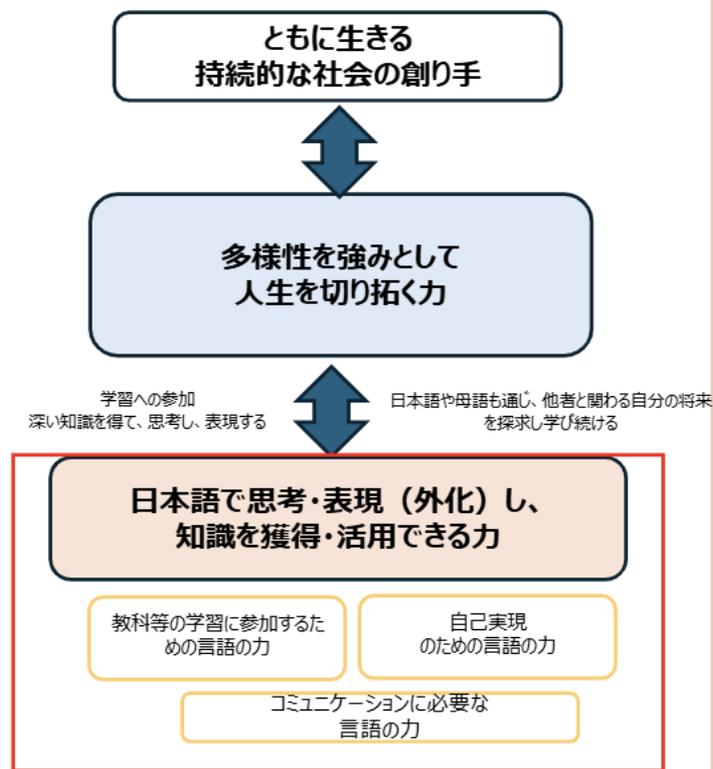
【具体的な方策の例】

- ✓ 母語での学習経験や知識理解の活用、学習言語の習得、そのためのICTや生成AI等のデジタル技術の効果的な活用
- ✓ 教科とのつながりも踏まえた、課題解決型の授業等
- ✓ 取り出しによる「特別の教育課程」における日本語指導と、在籍学級での指導・支援を両輪で進め、連携を図る

【必要な視点】

- ✓ 教科の学習への参加からキャリア形成までを見据えて、長期的な見通しをもつ
- ✓ 学校全体で、多様な子どもがいることを前提とした指導の工夫や支援、多様性を長所・強みとして生かす視点、多言語・多文化を尊重する環境づくり等を進める

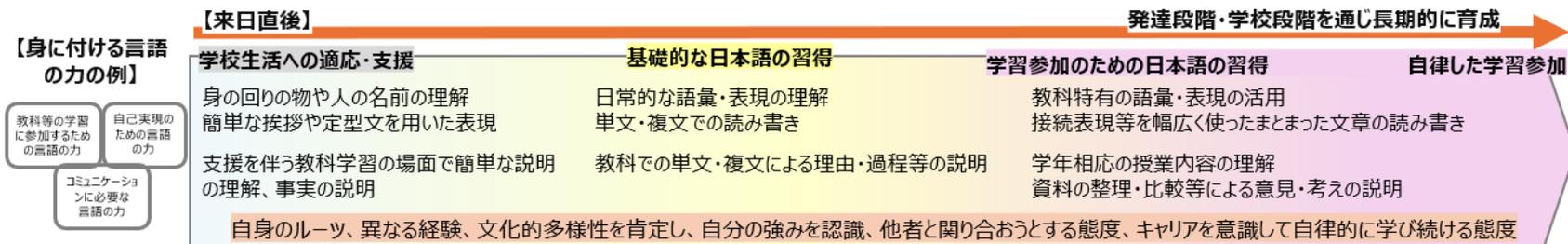
※ 外国人児童生徒等についても、学習指導要領に基づき、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を一体的に育成することは前提。3つの「言語の力」は、外国人児童生徒等に固有の状況やニーズも鑑みて、3つの資質・能力とともに育成すべき性質のもの。



「外国人児童生徒等の教育の充実にに関する有識者会議」の議論より

3つの「言語の力」を育成する日本語指導のイメージ

✓ 日本語固有の知識・技能だけでなく、児童生徒が教科学習に参加し、日本語で思考・外化（表現）し知識を獲得・活用できるよう、**継続的・長期的な見通しのもと、3つの「言語の力」を総合的に育成**する。その際、**教科学習等との連携、母語の知識・理解の活用等**も進める。



【指導の形態】

【指導の内容・方法】

学校・社会生活に必要な知識や、そこで日本語を使って行動する力を身に付ける

- 文字・文型等の規則の学習、活用（発音、文字、語彙、文型）
- 目的に応じた読み書きの力の向上



母語での学習経験や知識・理解の活用

- 取り出し指導で学習した語彙・表現等の意識的な使用

在籍学級での学習に参加し理解するための力を育む

- 内容・語彙・表現等の事前学習（学級で扱う単元に焦点）
- 教科等の内容と日本語表現等を組み合わせた学習（課題解決型・トピック型）
- 教科等での概念の理解（具体物、視覚情報、体験活動を活用）

連携・往還

取り出し指導で学んだことを土台に、学習に参加し、他者との意味のあるやり取りの中で、思考を深めたり広げ、徹底的に外化（表現）する

- 課題の理解、自分の意見の表明（視覚教材、機械翻訳や、支援員の入り込み、グループ編成等も活用）
- 課題を理解しクラスメイトとの議論、意見の発表（日本語能力に合わせた補助教材等も活用）



多様性を強みとして、他者とつながりながら人生を主体的に切り開く力を育成

多様性を強みと捉える視点、多文化を尊重する働きかけ

授業の内容や流れの視覚化、学習する内容の精選・焦点化、学習した内容を相互に共有・深める機会の確保

※日本語固有の知識・技能の習得や、思考し表現するための力を習得するためには数年かかることが一般的。

特別の教育課程での取り出し指導

在籍学級での指導・支援

学校全体での環境づくり

■日本語指導担当教師等の指導力の向上（第8回における検討事項）

令和7年11月10日実施

管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の資質能力向上のための方策（日本語指導担当教師等の養成・採用・研修の在り方や登録日本語教員の活用に向けた方策を含む）

【教員養成の在り方】

- 外国人児童生徒教育について、全ての学生、教員が学ぶことを必修化していくことが重要。
- 学生が共通に身に付けるべき共通の内容として、異文化理解、多様なマイノリティーへの理解、人権感覚等が求められる。
- 在籍学級において学習言語などに配慮した授業を行うためには、大学において、専攻教科に関わらず日本語教育の基礎的理解を身につけられるような科目設定が求められる。

【教師等の研修】

- 在籍学級も含め学校教育活動全体での対応が重要であるなか、全ての教員が「包摂」の理念を共有し、その理念の下で指導や支援の在り方を理解し実践できる、外国人児童生徒等教育の一定の専門性や力量を備える必要がある。
- 外部人材による伴走支援や、広域で教員同士が取組を共有できるような仕組み、既存の連絡協議会などを研修の場にしていくといった工夫が必要

【教師等の採用について】

- 大学での学びを活かす配置と、日本語指導の専門性を身に付けることに対する学生へのインセンティブが伴った制度設計が必要
- 日本語教育の専門性を有する人材を専門職として活かす仕組みの構築が求められる。



【登録日本語教員の活用に向けた方策】

- 登録日本語教員の活用にあたっては、児童生徒等に対する日本語教師初任者研修プログラムやモデルプログラムの受講を求めることなどが考えられる。
- 特別非常勤講師の活用については、登録日本語教員だけをその対象にするのではなく、現場で既に支援にあたっている方も含めて活用を検討していくことが求められる。

横浜市の国際教室担当教員の育成について①

日本語指導者養成講座(初級・初担当者悉皆研修)

実施回数:全7回(毎回120人程度受講)

内容:国際教室の運営、初期日本語指導、JSLカリキュラムを活かした授業づくり、DLA等

担当:横浜市日本語講師、外部講師等

日本語指導者養成中級講座(初担当者～受講可)

実施回数:全2回(130人程度受講)

内容:JSLカリキュラムを活かした授業づくり、DLA

担当:横浜市日本語講師、外部講師

日本語指導者リーダー養成講座(3年目以降・校長推薦)

実施回数:全5回(12人受講)

内容:学校内外の日本語指導者の中心として活躍できる人材の育成

受講者自身が校内・地域の課題を設定し、研究を進める。11月までに公開授業または研修を実施

横浜市の国際教室担当教員の育成について②

国際教室授業公開

実施回数：全10回（小学校7校、中学校2校、ひまわり1施設）

受講者：国際教室担当者は必ず1回は参加。

内容：担当者による授業公開・情報交換等

横浜市日本語支援アドバイザーオンライン研修

実施回数：全9回

内容：国際教室運営について、進路について、引継ぎについて等

担当：横浜市日本語支援アドバイザー

はじめての国際教室

実施回数：1回（年度末に実施）

受講者：次年度国際教室担当

内容：国際教室とは、時間割の組み方、国際教室の授業の実際

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理 (令和7年10月15日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会)【概要】

参考

少子化による生産年齢人口の減少、AI技術等の先端技術が高度に発達する時代

- 子供一人一人の能力の最大化、**子供たちの主体的な学びの支援・伴走への教師の役割の転換** → 教師に質の高い人材を十分に育成・確保することが必要。
- **現在のいわゆる「教師不足」**の背景にある教師の年齢構成に起因する**大量退職とそれに伴う大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する課題ではない。**
- 令和6年の中教審答申(「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた環境整備)、学習指導要領改訂に向けた議論等も踏まえ、**「学び続ける教師」を育成、確保する必要。**

→ **教師人材の質の向上と入職経路の拡幅**を強力に推進し、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速**することが必要。

諮問で示された主な検討事項

① 社会の変化や学習指導要領の改訂等も 見据えた教職課程の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、**教師の質向上と量的確保の両立を目指す必要。**
- ✓ **教師の育成は、大学全体の学びの中でなされるべきであり、教職課程において共通で学ぶ内容は厳選し、学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき。**
- ✓ **教職課程において修得すべき内容※やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方を検討することが必要。**(※服務倫理、心理・福祉、いじめ対応等)
- ✓ **学習指導要領の改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討していくことが不可欠。**
- ✓ 教員養成における大学院での学びにおいて、**臨床的、実践的な教育研究をどのように位置づけていくべきか、検討が必要。**

② 教師の質を維持・向上させるための 採用・研修の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 教員採用は他の公務員だけでなく、**他職種と同じ市場で人材獲得競争をしているという現実を前提に考えていく必要。**採用広報を教育委員会だけに委ねることには限界があり、**国と地方が一体となった広報戦略が必要。**
- ✓ 教員採用選考の第一次試験の共同実施には様々なメリットがあると考えられ、引き続き具体策を検討すべき。
- ✓ 現職教師等が学びたいときに学びたいことが学べるよう、**経済的負担の軽減等の環境整備、研究・研修休暇等による学びの促進を検討すべき。**
- ✓ 研修等に参加しやすくなるよう、**教師の二時的な不在をカバーできるような人材の採用についても検討すべき。**
- ✓ **教師になった者への学部段階の奨学金返還免除については、大学院段階の検証や自治体独自の取組も含めた効果の分析が必要。**

③ 多様な専門性や背景を有する社会人等が 教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

【主な論点と議論の方向性】

- ✓ 大学院段階における教職課程の在り方について、**多様な学部出身者や社会人経験者が新しいプログラムを履修することによって標準的なレベルの免許状を取得できるような仕組みを考えていく必要。**
- ✓ **教員資格認定試験について、様々な専門性を持つ方が教師としての資質を身につけていけるような試験の在り方についても今後検討していくべき。**
- ✓ 社会人の教師入職を進めていく際は、**服務倫理や教職への理解等を、入職前後の学習プログラムで担保する必要。**
- ✓ 企業に所属する社会人の活用については、**学校のニーズや実情を踏まえつつ、派遣者の質を担保した上で、例えばシニア人材から始めて実例を増やし、それを若手～中堅世代まで拡大することが考えられる。**

今後、**教職課程・免許・大学院課程WG、大学院新課程WG、幼児教育作業部会、特別支援教育作業部会、養護教諭・栄養教諭作業部会**を設置し、詳細を更に議論。その後、再度教員養成部会で議論し、**令和8年夏～秋頃に答申をまとめていく予定。**

教員養成・免許制度の原則

- ・「大学による教員養成」・・・戦後以降、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的に、教員養成は大学で行うこととした
- ・「開放制の教員養成」・・・国・公・私立のいずれの大学でも、制度上等しく教員養成に携わることを可能とする

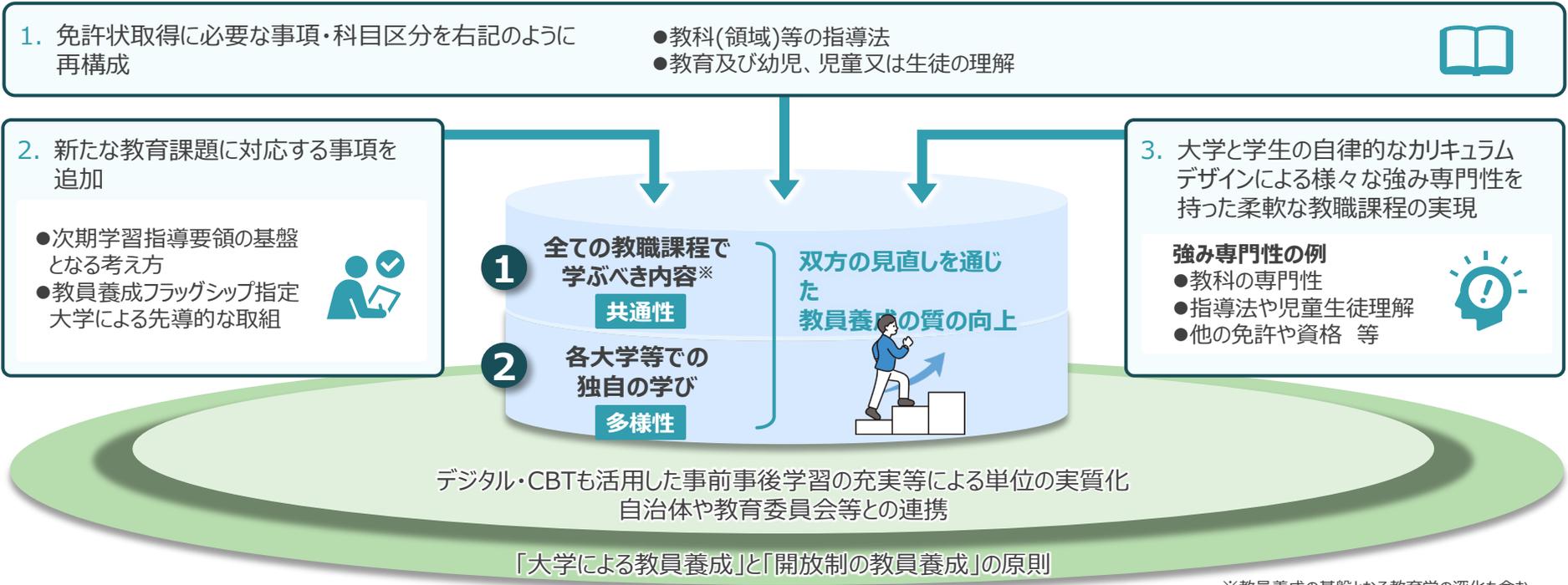
教員養成部会「論点整理」より

- ・教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- ・学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討
- ・学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- ・現在の教員免許制度が担保している教員養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す

ワーキンググループでの主な意見

- ・教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- ・個別の要素だけでどの科目を何単位ということではなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展露する発想が重要
- ・学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教師と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- ・専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要
- ・次期学習指導要領に対応するために、教職課程においても学生の深い学びが実装されることが必要
- ・教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事

【見直しの考え方：今一度原点に立ち返り、学位課程も含めた「大学による教員養成」を示す。】



※教員養成の基盤となる教育学の深化も含む。

【カリキュラムのデザイン原理】

○カリキュラムの単なる「量」でなく「質」を重視する ↔ ○子どもの学びの過程を中核に「理論」と「実践」を統合する

○「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学修に取り組む

前ページ【見直しの考え方】と【カリキュラムのデザイン原理】をふまえ、「教育及び児童生徒理解」と「教科の指導」の二本を柱とした再構造化を図る。「学び続ける教師としての基礎能力」となる免許状の要件の考え方は以下のとおり。

学校種共通の考え方

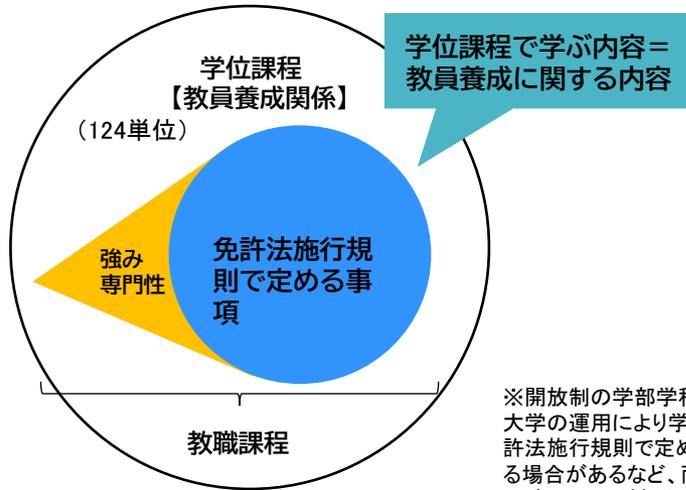
- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。

学校種毎の主な考え方

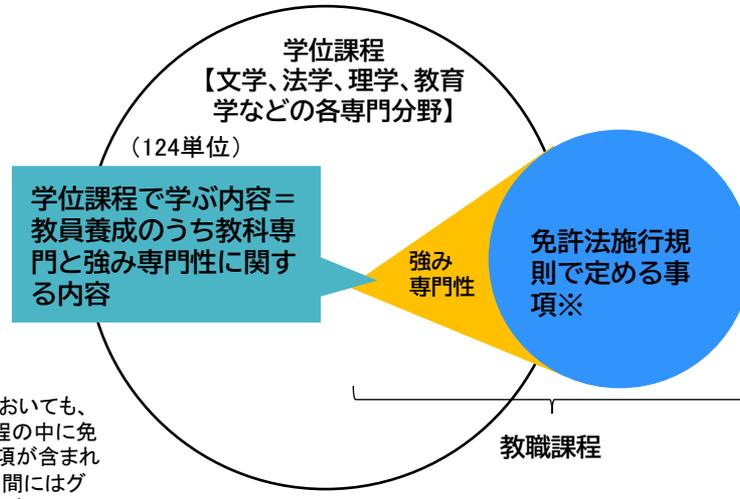
- ① 幼稚園 短期大学における保育士資格との併有も念頭に置き、保育士養成課程との更なる連携を図る。
- ② 小学校 学位課程・教職課程それぞれにおいて学ぶ内容を整理する。
- ③ 中学校・高等学校 学位課程で学ぶ専門性を活かした教員養成を目指す。
- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護（栄養に係る教育）及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。
- ⑤ 特別支援学校 基礎となる免許状の見直しをふまえ、特別支援教育に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

(四年制大学の場合)

教員養成を主たる目的とする学部学科等



一般の学部学科等(※開放制)



※開放制の学部学科等においても、大学の運用により学位課程の中に免許法施行規則で定める事項が含まれる場合があるなど、両者の間にはグラデーションがあることに留意。

強み専門性(例)

- ① 学校教育や教科指導等の裏付けとなる各教科の専門的な事項に関する学習を**学位課程全体**を通じて修得(教育学、文学、法学、理学、AI・データサイエンス 等)
- ② 指導法や児童生徒理解等を更に伸ばす科目を修得(生徒指導、教育相談、学校・学級経営、STEAM教育、他校種理解 等)
- ③ 特別支援学校や他校種・他教科等、他の教員免許状科目(の一部)を修得
- ④ 教員養成と親和性の高い、他の資格科目の一部を修得(保育士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、社会教育主事・社会教育士、司書、**登録日本語教員** 等)

【指導法や児童生徒理解等】

- 主体的・対話的で深い学びを実現する単元・題材デザイン
- 児童生徒が主体的に学ぶための学習環境設定
- 多様な子供達にとって学びやすい基礎的環境整備・合理的配慮
- 保護者理解と建設的対話
- 認知科学・学習科学の知見を活かした授業づくり
- 学習評価デザイン
- 特異な才能のある児童生徒の才能の伸長と困難の軽減

【心理関係】

- 社会・集団・家族心理学
- 発達心理学
- 障害者・障害児心理学
- 心理的アセスメント
- 心理学的支援法
- 健康・医療心理学
- 福祉心理学
- 教育・学校心理学
- 関係行政論

【幼保小の接続（特に保育関係）】

- 保育内容の指導方法
- 乳児保育
- 子どもの食と栄養
- 子どもの健康と安全
- 子ども家庭支援

【AI・データサイエンス関係】

- 情報基礎
- 統計学
- 教育データサイエンス
- 教育データエンジニアリング
- 人工知能基礎

※ 他にも教員養成の基盤となる教育学や各教科の専門事項など、様々な学びの要素が考えられるため、設計の詳細は、各作業部会と連携し引き続きWGで検討を行う。

【特別支援教育】

- 特別支援教育
- 特別支援教育課程
- 発達障害教育
- 言語障害教育
- 重複障害教育
- 視覚障害教育
- 聴覚障害教育
- 知的障害教育
- 肢体不自由教育
- 病弱教育

【日本語指導】

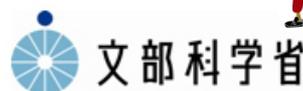
- 外国人児童生徒等教育
- 受入・校内体制づくり
- 文化適応・アイデンティティ
- 言語と認知の発達
- 日本語の特徴
- 子どもの日本語教育の理論と方法
- 日本語指導の計画と実施
- 社会参加とキャリア教育
- 保護者・地域とのネットワーク構築
- 実践研修

等

※学部学科における専門科目を通じて修得(20単位程度～)

活用いただきたい資料

外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト



目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作
成

検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



管理運営について

「かすたねっと」は2024年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線 2035)

公開情報、サイトの動作、資料・
教材の掲載に関すること

「かすたねっと」に関するご意見・お問い合わせ窓口

(<https://casta-net.mext.go.jp/contact>) に掲載のフォームよりお寄せください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

- 8言語（英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語）の各言語別の就学案内。
- 就学ガイドブック、就学ガイドブックの概要があります。

To children's guardians

お子さんを持つ保護者の皆様へ

Guide for foreign students to start school
Procedures for Entering Japanese Schools

外国人のための就学ガイド
～日本の学校への入学手続きについて～

[英語版]

【Japanese Elementary and Secondary Education】

Japanese public elementary and secondary schools accept foreign children free of charge if they wish to enter them, and the opportunity of receiving the same education as Japanese students is guaranteed to foreign children.

● The term of elementary and secondary school

Children enter elementary school (shougakkou) in the April following their 6th birthday and study there for six years. After graduating from elementary school, students enter junior high school (chuugakkou) for a further three years.

● Tuition and Textbooks

Tuition of public elementary and secondary school is free. Textbooks used in elementary and junior high schools are free of charge. However, you have to pay as to the cost of school lunch and school supplies every month.

● Financial Assistance

Financial assistance can be received from the board of education of cities, towns or villages for school supplies and school lunches, if it is determined that there is a need for this

● School Subjects

In elementary school, pupils study Japanese (kokugo), social studies (shakai), arithmetic (sansuu), science (rika), living environment studies (seikatsu), music (ongaku), art and handicraft (zuga kousaku), home economics (kate) and physical education (taiku). Other subjects such as moral education (doutoku), special activities and integrated studies are also taught.

In junior high school, students study Japanese (kokugo), social studies (shakai), mathematics (suugaku), science (rika), music (ongaku), art (bijutsu), physical education (taiku), technology and home economics (jijitsu kate) and foreign languages (gaikokugo-usually English), etc. Students also study moral education (doutoku), special activities, and integrated studies.

【日本の小学校・中学校について】

外国人の子供も、公立の小学校・中学校への入学を希望する場合は、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れており、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。

● 小学校・中学校の就学期間について

日本では、小学校は満6歳を過ぎた最初の4月から入学することができ、6年間の教育を受けます。小学校を卒業すると中学校に入学することができ、3年間の教育を受けます。

● 授業料、教科書について

公立の小学校・中学校の授業料は無償です。また、小学校・中学校の教科書は、無償で配布されます。なお、給食費・学年費等は、毎月支払うこととなります。

● 就学援助について

経済的理由により、小学校・中学校への就学が難しいと、市町村の教育委員会から認められた場合、学用品の購入費や給食費への援助を受けることができます。

● 学校で学ぶ教科

小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学びます。中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（原則として英語）などの各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学びます。

● PTA Activity

There is a group called the PTA that consists of parents/guardians and teachers. This group offers activities such as "Safety Guidance for Travelling to and from School", etc. The parents' active participation is desirable.

● PTA 活動

学校には「PTA」という保護者と先生の会があり、保護者と先生が協力し合って「登下校時の安全指導」などの活動を行っています。保護者の積極的な参加が望まれます。

【Admission Procedure of entering public elementary and secondary school】

【公立の小学校・中学校への入学手続の流れ】

1

Parents/guardians need to go to the alien registration counter to submit a moving-in notification to the municipal office of the municipality where they will move into, and then inform the municipal office and the Board of Education that they want their child to enter the elementary school or junior high school (middle school). "I'd like to put our child in school, please do the procedure."

保護者は、最初に居住する市区町村役場で転入届を申請し、その窓口と教育委員会に、子供の小学校、中学校への入学の希望を伝えてください。「子供を学校に入学させたいので、手続きをお願いします。」

2

Decide the school and do the procedure. (Children's grades are usually determined by their age.)

入学する学校を決めて、手続きをします。(原則として、子供の年齢相当の学年に編入されます。)

3

Parents/guardians should go to the school with their child/children to discuss the prospective course of their child's school life with the teachers. "At a board of education we did the procedures and we are told to put our child in this school. Please do the admission procedure."

保護者は、子供と一緒に入学する学校へ行ってください。そこで、先生と今後の学校生活について話し合ってください。「教育委員会の手続きをして、こちらの学校に入学することになったので、入学手続きをお願いします。」

A child will have various possibilities in his/her future after he/she graduates from secondary school.

中学校を卒業するといろいろな未来が広がります！

● Various courses after graduation from secondary school

In Japan, many students who graduate from Lower Secondary Schools go on to Upper Secondary Schools. Some students go on to Colleges of Technology, Specialized Training College General Courses, Specialized Training College Upper Secondary Courses or get job.

● 中学校卒業後の進路

日本では、中学校を卒業した生徒の多くは高等学校に進学します。また、高等専門学校や専修学校一般・高等課程に進学する人や、就職する人もいます。

In web page of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, you find the guide for starting school in 7 languages

文部科学省ホームページでは、7カ言語による詳しい就学案内を公開しています。

Korean, Vietnamese, Chinese, Spanish, Filipino, English, Portuguese

韓国・朝鮮語、ベトナム語、中国語、スペイン語、フィリピン語、英語、ポルトガル語

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a09



- 外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々（日本語指導担当教師、日本語指導の支援者、外国人児童生徒等の在籍学級の担任、学校管理職、指導主事等）が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示しています。

都道府県教育委員会の役割

- ・施策の推進方針の策定
- ・推進体制の整備
- ・人材確保と育成について

市町村教育委員会の役割

- ・教育委員会が直接行う支援・指導
- ・連絡協議会等を通じて行う支援・指導

学校管理職の役割

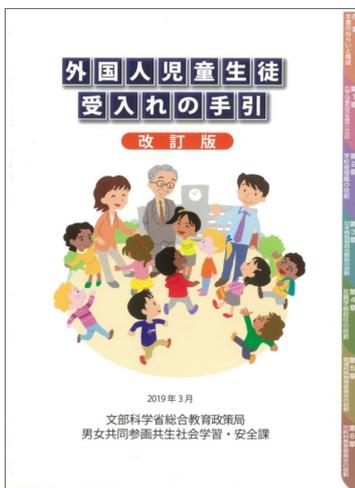
- ・温かい面接を工夫する
- ・担任を支え、保護者との信頼関係を築く
- ・日本語指導の環境を整え、習得や適応の状況を把握する
- ・児童生徒の成長を担当と見守る
- ・全教職員で取り組む体制をつくる
- ・地域連携をコーディネートする

日本語指導担当教師の役割

- ・児童生徒への教育活動
- ・校内の連携・共通理解
- ・家庭との連携・共通理解
- ・外部機関・地域との連携・共通理解

在籍学級担任の役割

- ・在籍学級での外国人児童生徒等の受入れ
- ・外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導
- ・共生の教育と学級の国際化
- ・保護者への対応と進路指導



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

※ 明石書店から販売もされています。

高等学校における日本語指導体制整備に関する資料 ①

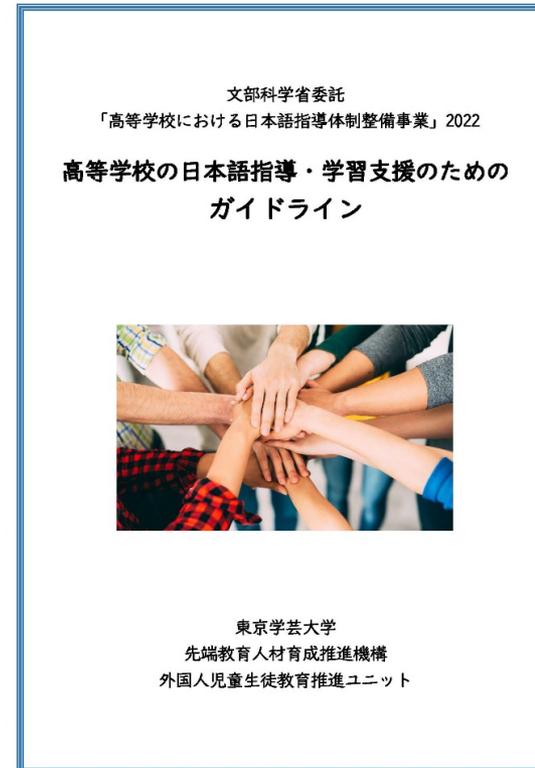
高等学校における外国人生徒等の受入れの手続き、日本語指導の仕組み、支援体制作りに関する考え方や事例、そして関連する情報で構成しています。



https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf



日本語指導、教科指導・教科学習支援、キャリア教育、多文化共生教育に関し、具体的な内容構成や実施方法を提案します。本事業で実施した調査を通して収集した具体例や実践・取り組み事例、また、関係者の声なども採録しています。



https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf



高等学校における日本語指導体制整備に関する資料 ②

令和5年度 文部科学省委託「高等学校における日本語指導体制に関する調査研究」の成果物として、東京学芸大学で作成したリーフレットです。高等学校における「特別の教育課程」の編成に関する制度の説明と、制度に関してよく質問を受ける内容をQ&Aとして掲載しています。本制度を活かした教育課程の編成、条件や状況に応じた制度の活用、日本語指導の内容・方法の工夫を、事例として紹介しています。

Q&A

Q1 1年次には必修科目が多く、「特別の教育課程」の日本語指導の配置が難しいです。

単位を加えるという考え方で、放課後の時間等や履修済み等の長期休暇を利用して、日本語指導の時間を確保し、「特別の教育課程」として実施することが可能です。また、年度を跨いで実施する期間が長ければ、単位取得も可能です。(2-3事例も併せて参考にしてください。)

Q2 学校内に日本語指導の専門性を有する教員がいない場合、個別の指導計画は誰が立てればいいですか。

校内の日本語指導コーディネーターや外国人生徒担当の教員と教育委員会派遣の日本語指導員や多文化共生コーディネーターでチームを編成して、検討・作成してください。また、必要に応じて日本語教育の専門機関を、「ガイドライン」で提案されている「個別の指導計画」例等を参考にしましょう。

Q3 日本語指導の内容・方法について、どのように計画を立てられますか。

生徒の実態と卒業後の進路を考慮し、3年後(定時制の場合は4年)の目標を設定して計画を立ててください(専攻高校、専攻科を参照)。日本語プログラムの組み合わせ案を例に示します。

生活(実用語)の生徒には、まずは、健康・衛生、友人関係、情報、学校・社会生活を円滑にするための日本語の読解・表現・場面別会話(生活日本語)と日本語の発音・文字・読書・文法等を段階的に学ぶ「日本語基礎」を中心に内容を構成します。基礎的学習の学習が一定程度進んだら、徐々に、技能別・プロジェクト型のプログラムも導入します。一方、自タイプ(目標3年後進路)の生徒には、問題解決のための日本語の力を高めるように、聞く・話す、読む・書く技能を強化する「技能別日本語」、開発・制作・提案・探究などの課題への取り組みを通して日本語の力を高める「日本語プロジェクト」を中心に構成します。生徒の実態に応じて、日本語基礎の学習も段階的に行ってください。タイプC(深文の読解)型のプログラムの組み合わせ案と、それぞれのプログラムの代表的教習学習項目(シラバス)、指導事例は、「ガイドライン」をご覧ください。

タイプ別 日本語指導の内容構成(プログラムの組み合わせ例)

| 生徒 | プログラム | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|------|-------------|----|----|----|----|
| タイプA | 「生活のための日本語」 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 「技能別日本語」 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 「日本語プロジェクト」 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| タイプB | 「生活のための日本語」 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 「技能別日本語」 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 「日本語プロジェクト」 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

令和5年度 文部科学省委託「高等学校における日本語指導体制の充実に関する調査研究」事業

高等学校における日本語指導と学習支援 —「特別の教育課程」の制度を活用して—

グローバル化が進む現在、日本の学校では外国人児童生徒等が増え続けており、その教育の充実が急務となっています。令和5年度から、高等学校においても「特別の教育課程」を編成し、日本語指導を実施することが可能になりました。この制度を通じて、多様性と包摂性を理念とし、共生社会の一員である外国人児童生徒等の教育を学校・地域で連携して行うことが求められています。

東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構 外国人児童生徒教育推進ユニット

「日本語指導」を、正統の教育課程に位置づける

「特別の教育課程」とは、学校が教育課程に創意工夫をする場合に、学習指導要領によらない編成を特例として認める制度です。その特例の一つが、日本語の力に乏しい特別の学習者が必要な児童生徒に対する日本語指導です。在籍学習者以外の場面で実施する日本語指導を、「特別の教育課程」として編成・実施することで、正規課程に位置づけることができます。義務教育では平成26年から、高等学校では令和15年から制度化されました。

対象は、「日本語指導が必要な児童生徒」、つまり「日本語で日常生活が十分にできない」及び「日本語会話ができて、も、学習相当の学習能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている生徒」(文部科学省定義)です。困難は認めず、

「特別の教育課程」としての日本語指導は、一人一人の日本語の能力の実態を把握して個別の指導目標、指導内容、単位等を決定し、「個別の指導計画」を作成して実施します。指導者は学習成果を評価し、記録します。作成に当たっては、日本語指導のみならず、教科書、英文コミュニケーション、母語・母文化の保持・継承、多文化共生、キャリア形成(選別)をも含む総合的な指導・支援を検討することが重要です。そして、卒業まで継続的かつ多岐の支援を働きかけ、

その指導・支援には、学校内では、外国人児童生徒等教育推進員等と共通認識の形成と、組織的体制を整えるための仕組みづくりが重要です。また、地域との連携等により、生徒が共生社会の一員として、言語的文化的多様性を活かす、日本人生徒とともに社会活動に参加する機会を確保しましょう。

「特別の教育課程」による日本語指導の必要性の判断

日本語指導の必要性の判断は、学力や思考力から日本語指導の必要性を判断します(注1)。第一に日本語の習得状況(生活言語的)の習得状況から、第二に教科内容の理解や表現のための日本語の力(学習言語的)から判断します。最後に、日本語指導の必要がない場合も、教科学習や進路支援、母語・母文化に関する継続的支援が必要ケースが多く見られます。卒業後の進路を踏まえて、個別に応じた支援につなげていくことが、日本語指導が必要な生徒には、来日間もない生徒から日本語を学ぶ生徒まであり、日本語の力も、学力や思考力、母語の力も、年齢相応の生徒から十分には発達していない生徒までと多様です。(生活のタイプについては2-3頁、タイプ別の日本語指導内容については4頁のQ&Aをご覧ください。)

日本語指導・支援の言語判断の仕組み

特別の教育課程による「日本語指導」+ その他の授業での支援

生徒の多様な実態に応じ、日本語指導の他、学校設定教科・科目や総合的な探究の時間等を利用して、外国人児童等が学習参加できるように工夫しましょう。教科に関わる日本語やビジネス日本語を学習する学校設定教科・科目を設定して教科学習や進路選択のサポートをする。一部の教科・科目(例えば日本語)や授業および放課後の時間等に多文化共生テーマで母語・母文化の知識やスキルを発見して探究活動を行う等です。日本語指導を他の教育活動に関連づけることにより、外国人児童等がエンパワーメントされるのみならず、日本人生徒との関係性も深まるもたらし、学校のダイバーシティが促進されます。

https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_kyokoku-100002006_2.pdf



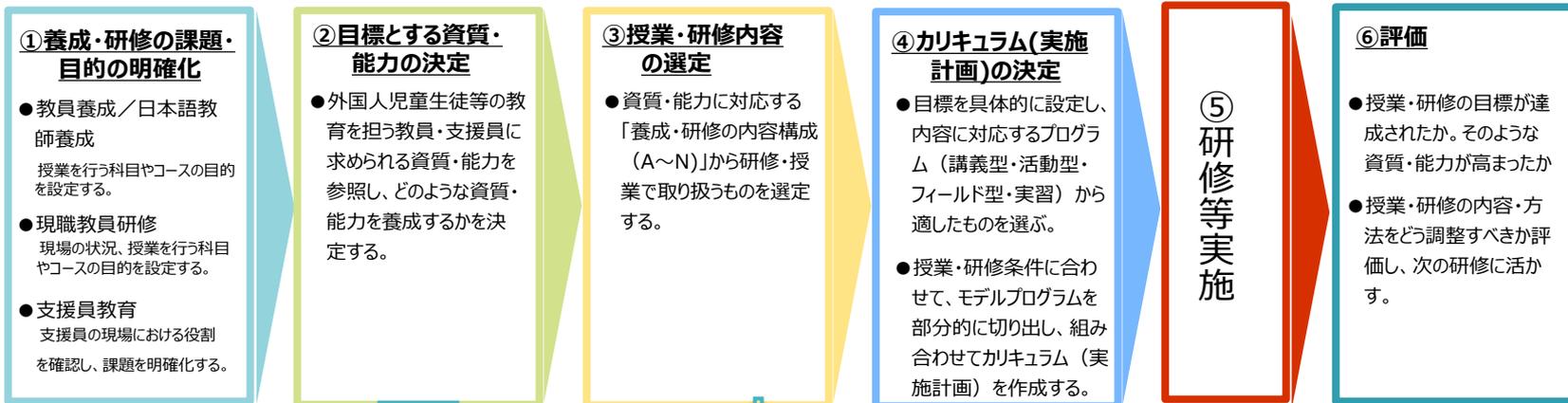
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用の方法



| 資質・能力の4要素と課題領域 | | 求められる具体的な力 | 養成・研修の内容構成 | |
|----------------|-------------|--|-------------------|-------------------|
| 捉える力 | 子どもの実態の把握 | 文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。 | A 外国人児童生徒等教育の課題 | H 子どもの日本語教育の理論と方法 |
| | 社会的背景の理解 | 外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な文脈に位置付けることができる。 | | |
| 育む力 | 日本語・教科の力の育成 | 外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。 | C 学校の受入れ体制 | J 在籍学級での学習支援 |
| | 異文化間能力の涵養 | 外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。 | | |
| つなぐ力 | 学校づくり | 保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。 | E 母語・母文化・アイデンティティ | L 保護者・地域とのネットワーク |
| | 地域づくり | 異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。 | | |
| 変える／変わる力 | 多文化共生社会の実現 | 社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。 | G 日本語の特徴 | N 成長する教師(教員・支援員) |
| | 教師としての成長 | 外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。 | | |

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画

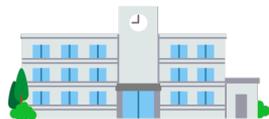


全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員
- ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者
- ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容

- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- ・ 校内研修において動画視聴
→ 動画の内容についてグループ演習
→ 全体で発表・共有
- ・ 教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- ・ 自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。

QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



各動画
10分程度

外国人児童・保護者向け動画 「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

15言語に
対応

対象

これから日本の学校に通う
外国人児童やその保護者など



日本語
英語
中国語
ベトナム語
スペイン語
ポルトガル語
フィリピン語

韓国・朝鮮語
インドネシア語
タイ語
ミャンマー語
カンボジア語
ネパール語
モンゴル語
ウクライナ語

日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介します。

内容

「はじめまして！今日からともだち」は、外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話です

「おしえて！日本の小学校」では、小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介しています。

活用場面 就学案内で

- ・自治体窓口で外国人保護者に動画を案内し、家庭で子供と一緒に見てもらう
- ・外国人向け就学説明会で動画を上映し、学校の様子を知ってもらう

プレスクールで

- ・動画を上映し、外国人の子供やその保護者に、学校の様子を知ってもらう
- ・毎日の持ち物や掃除・給食当番など、学校のきまりについて学ぶ



動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・関係資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



各動画の内容紹介



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY (JAPAN)

各動画
20分程度

① 外国人児童生徒等の受け入れ

外国人児童生徒等教育に関する制度や受け入れ状況に係る基本情報を知り、学校において、生活面や学習面(日本語・教科)の指導・支援を組織的に行うための体制作りについて理解します。

② 外国人児童生徒等教育の考え方

外国人児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方を理解し、文化間移動と発達の観点から外国人児童生徒等の状況を把握して、ことばの教育のあり方を考えます。

③ 日本語指導の方法 1

子供一人一人の多様な実態に応じて日本語のコース設計をすることの重要性を理解し、日本語の初期段階の指導として、サバイバル日本語、日本語基礎のプログラムの内容と指導方法を学びます。

④ 日本語指導の方法 2

日本語の中・後期段階の指導として、技能別日本語、教科等と日本語の統合学習(JSLカリキュラム)のプログラムの内容と指導方法を学びます。

⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

ライフコースの視点から、外国人児童生徒等の社会的経済的な自立に向けて基盤となる力や考え方を育てるためのキャリア教育の重要性を知り、かれらの社会参加を支えるために教育コミュニティを形成することが必要であることを理解します。

研修講師

※所属・役職は令和3年時点の情報

▶ 東京学芸大学 齋藤ひろみ 教授

▶ 京都市教育委員会 大菅佐妃子 副主任指導主事

▶ 京都教育大学 浜田麻里 教授

▶ 豊橋市教育委員会 築樋博子 外国人児童生徒教育相談員

▶ 横浜市教育委員会 土屋隆史 主任指導主事

▶ 甲府市立大國小学校 今澤 悌 教諭

【はじめまして！今日からともだち】



内容

主人公は小学校3年生。外国から来日し、日本の小学校に通学することになりました。「日本語がわかるかな？」「友達是可以るかな？」主人公が、はじめて小学校に通う日々のお話です。

【おしえて！日本の小学校】



内容

日本の学校生活に関する紹介動画です。学校の行事をはじめ、学校生活の習慣やきまり、毎日の持ち物など、学校でどのように過ごすのか、わかりやすく紹介しています。

◎学校行事や持ち物などは学校・地域によって異なります。詳しくは、入学する学校で説明を受けてください。

文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし (略して「ことばの力のものさし」)

ここにポイント!

文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための
ことばの発達と習得のものさし
(略して「ことばの力のものさし」)

何のために評価する?

- ことばの力のものさしは、多文化多言語の子どもの年齢に伴う認知的な発達を支えることばの力を捉えるためのものです。
- 一人ひとりの子どもに応じた学習・指導計画を立てるために行う「学習を支える評価」です。

誰の何を評価する?

- 小学校段階から高等学校段階までの子どものことばの力を評価します。
- 一人でできることだけでなく、**支援を得て発揮できる最大限の力**を評価します。
- 年齢に伴うことばの発達と日本語習得の各段階に応じて、評価の目安となる重要な力に絞って記述しています。

思考・判断・表現を支える包括的なことばの力(複数言語での力)の発達ステージとは?

- 日本語も母語もあわせて、子どもが持っている**すべてのことばのレパートリー**を使って、**最大限にできること**を、次の観点から、A～Fの6つのステージで評価します。
- ステージが一段階進むには、**数年かかるのが一般的**です。

「包括的なことばの発達ステージ」の各段階の特徴

| | 年齢枠の範囲 | 各ステージの特徴 |
|----------------------|---------|---|
| ステージF 【評価・発展】期 | 中3～高校段階 | 中学～高校の教科学習内容、抽象的概念、実社会の話題 多角的・批判的視点からの議論・意見・分析・評価、推察 |
| ステージE 【抽象】期 | 小5～中2段階 | 高学年～中学の教科学習内容、抽象的概念 主題・要点の解釈、一貫性のある説明、ジャンル別作文 |
| ステージD 【因果】期 | 小3～小4段階 | 中学年の教科学習内容、基本的概念 因果関係の理解・説明、テーマ作文 |
| ステージC 【順序】期 | 小1～小2段階 | 身近なこと・経験したこと、低学年の内容 順序に沿った理解・表現、出来事作文 |
| ステージB 【イマココから順序】期 | 小1～小2段階 | 身近なこと・経験したこと、幼児・低学年前半の内容 対話による支援を得て、おおまかに理解・表現 |
| ステージA 【イマココ】期 | 小1～小2段階 | 身近なこと・経験したこと、幼児・低学年前半の内容 対話による支援を得て、断片的に理解・表現 |

日本語固有の知識・技能の習得ステップとは?

- 日本語の知識・技能の習得状況を次の観点から、8つのステップで評価します。
- ステップの進み具合は**個人差が大きい**です。数ヶ月でいくつものステップを進めるケースもあれば、数年同じステップにとどまるケースもあります。

「日本語の習得ステップ」の各段階の特徴

| | 小1～小2段階 | 小3～小4段階 | 小5～中2段階 | 中3～高校段階 |
|---------|---|----------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ステップ8 | | | | 中学から高校レベルの教科学習に必要な語彙・表現、談話・文章 |
| ステップ7 | | | 高学年から中学レベルの教科学習に必要な語彙・表現、談話・文章 | |
| ステップ6 | | 中学年レベルの教科学習に必要な語彙・表現、談話・文章 | | |
| ステップ5 | 日常的な語彙・表現 (幅広い)、 低学年レベルの談話・文章 (自由な単文・重文・複文の生成) | | | |
| ステップ4 | 日常的な語彙・表現 (制限あり)、 単文から基礎的な重文・複文 | | | |
| ステップ3 | 身近な語彙・表現、 単文 | | | |
| ステップ1～2 | ごく限られた語、 文字の習得の開始 | | | |

評価から指導・支援へ

- 学校や家庭、地域の学習教室などで、子どもの普段の生活や学習の様子を、**多角的・包括的に観察**しながら活用します。
- DLAやその他のアセスメント、テストとの併用、**母語でのアセスメント**も効果的です。
- 「包括的なことばの発達ステージ」を横軸、「日本語の習得ステップ」を縦軸として示すマトリックス図を使って、対象の子どものことばの現在の力を確認します。
- 「包括的なことばの発達ステージ」には、**日本語と母語の4技能の中で一番高いステージ**を記します。
- 年齢枠の目安との位置関係を確認し、学習・指導計画の中で、**子どもの強みを活かしながら、目標の位置を決めます**。
- 子どもの「わかる!」「できる!」を大切に、学習・指導計画を考えます。



文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA

Dialogic Language Assessment for Culturally Linguistically Diverse Students

※「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を改訂

概要

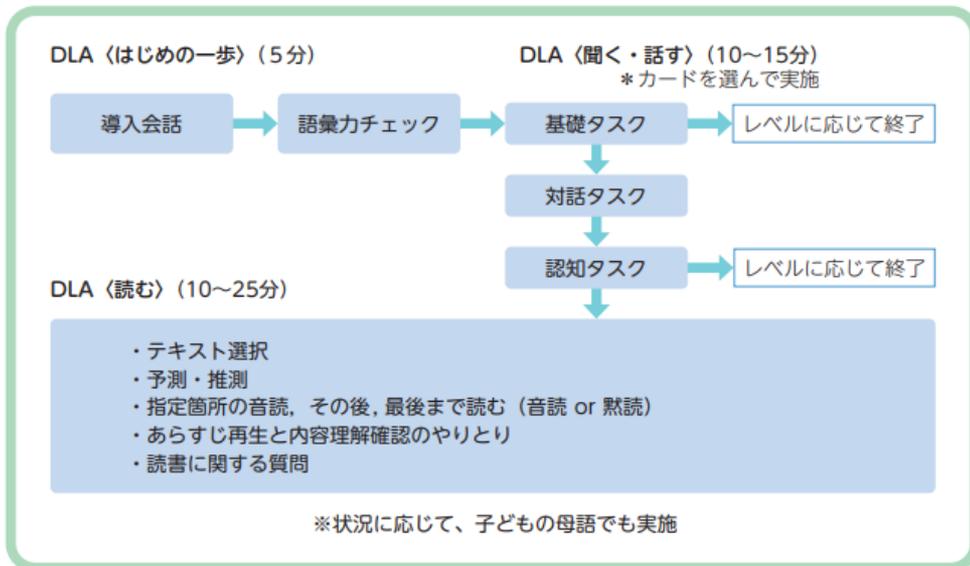
目的: 多文化多言語の子供が、自分自身が持っているすべてのことばを使って「何ができるか」ということ、また、「一人でできること」だけではなく、「支援を得てできること」を、対話を通して多角的かつ包括的に把握することを目的としたアセスメントツール。

対象: 原則として言語形成期にある小中学生を対象。高校生にも応用できる。

構成: <はじめの一步>、<聞く・話す>、<読む>から構成。<はじめの一步>は、挨拶や身の回りの質問に答える「導入会話」と、絵カードを使って子供の日常に関わる語彙を答える「語彙力チェック」から成る。子供の状況に合わせてタスクを選んで実施し、1授業時間以内に終了。

DLA実施と評価のフローチャート

※多言語DLAとして、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語、ネパール語、ロシア語のDLA<はじめの一步>と<聞く・話す>も収録



評価

- ・DLA実施場面を録音・録画したデータを聴き(見)ながら、評価メモを使って、子供が「できること」、「支援を得てできること」を振り返る。
- ・その内容を「ことばの力のものさし」の記述文と照らし合わせ、日常の観察を含めて、子供の「ステージ×ステップ」における現在の力を評価。

⇒得られた情報をその後の学習の指導・支援に役立てる。

※<書く>については、制限時間内に一編の作文を書かせるよりも、普段の授業などで支援を受けながら作文を書く過程や、そうして書いた作文を一定期間(例えば1学期間)蓄積して評価する。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm



多文化多言語の子供の「ことばの力」をはかるオンライン・アセスメント マニュアル

概要

オンライン・アセスメント マニュアルは、多文化多言語の子供の「ことばの力」をはかるアセスメント(日本語・母語)を、オンラインで実施する方法についてわかりやすく示したもの。

<オンライン・アセスメントの必要性等>

散在地域は、アセスメントを実施した経験のある人材が少なく、実施に向けた条件が整っていないと推測

⇒ **専門家等によるアセスメントが適切行われる環境を整備**

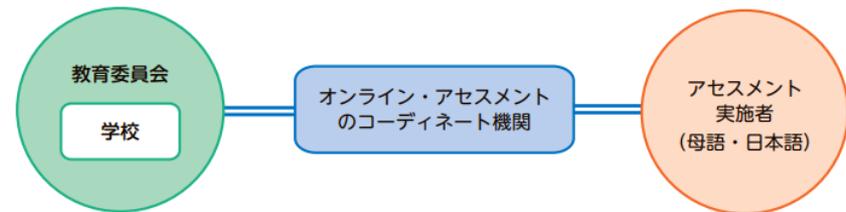
子供の思考・判断・表現を支える包括的なことばの力をより正確に把握するためには母語アセスメントが有効だが、それができる人材は全国でも多くはない

⇒ **集住地域・散在地域問わず、全国のどこでも母語アセスメントが実施できる**

実施方法

- ・学校はチェックシートにその子供の言語環境や学校での様子を記入し、アセスメント実施者がアセスメントの必要性を判断。
- ・実施する場合、子供を日常的に指導する教師や支援員への短時間の事前ヒアリングをした上で、1授業時間内(日本語、母語はそれぞれ1授業時間)でオンライン・アセスメントを行う。
- ・実施後は、アセスメント・レポートを学校に送付し、アセスメント実施者と学校がオンラインでフォローアップ会議を開く。
※コーディネーター的な役割を果たす人材や機関が重要

⇒ **アセスメントの結果を日常の指導に活かし、保護者との関係構築の基盤とする**



オンライン・アセスメント実施システム(例)

本マニュアルの構成

本マニュアルは、次のようなアセスメント実施の流れに沿って構成されています。



NITSのオンライン講座「校内研修シリーズ」



NITS 校内研修シリーズ 検索

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、いつでもどこでも研修が可能となるよう、「校内研修シリーズ」をはじめ、多様な研修教材を提供しています。

これまでに、「校内研修シリーズ」では176本、「実践力向上シリーズ」では15本の動画を制作しています。

令和4年度には、教職未経験者を主な対象とした「基礎的研修シリーズ」を制作・配信し、具体的な事例等を紹介しながら、教壇に立つ上で必要となる基礎的な内容のコンテンツをまとめています。

基礎的研修シリーズ

| | | | |
|------|------------------------------|------|----------------------------|
| No1 | 小学校教師の仕事体験しよう！①～新人教師の一日に密着～ | No18 | 指導要録・通知表の書き方 |
| No2 | 小学校教師の仕事体験しよう！②～教師と子供たちの一年間～ | No19 | 保護者と信頼関係を築く①～保護者会・個人面談～ |
| No3 | まずは一社会人として～挨拶、言葉遣い、報・連・相～ | No20 | 保護者と信頼関係を築く②～連絡・相談～ |
| No4 | スクール・コンプライアンス | No21 | 保護者と信頼関係を築く③～保護者からの訴えへの対応～ |
| No5 | 学校の組織、チーム学校 | No22 | いじめ問題 |
| No6 | 学級開き | No23 | 不登校 |
| No7 | 学級目標・学級生活づくり | No24 | ICT活用（GIGAスクール構想） |
| No8 | 安心して学べる環境づくり～教室環境～ | No25 | 特別支援教育 |
| No9 | 学級生活を楽しく豊かに～日直・係の仕事～ | No26 | 特別の教科 道徳 |
| No10 | 望ましい食習慣を育む～給食指導～ | No27 | 学び続ける教師をめざして～学びを深める校内研修～ |
| No11 | 一日の始めと終わりを大切に～朝の会・帰りの会～ | No28 | 新たな教師の学び |
| No12 | 教材研究の方法 | No29 | 生まれ変わっても教師になりたい！～現役教師座談会～ |
| No13 | 単元指導計画の立て方 | No30 | 会社員から教師になって～若手教師インタビュー～ |
| No14 | 学習指導案の書き方 | | |
| No15 | 子供の心をつかむ～授業の導入～ | | |
| No16 | 分かる授業をつくる～効果的な発問・板書～ | | |
| No17 | 学力向上の取組 | | |



校内研修シリーズ

<新着動画（令和6年度制作分）>

| | | | |
|-------|-----------------------------------|-------|---------------------------------------|
| No157 | 道徳教育マネジメントーカリキュラム・マネジメントに基づく道徳教育ー | No167 | 災害から考えるリスクマネジメントーハザードマップの読図に基づく学校防災ー |
| No158 | 子どもの事実から子どもを主語に「学校づくり」を問い直しませんか | No168 | 学校の教育目標を具現化するカリキュラム・マネジメント |
| No159 | 発達の段階に応じた道徳科の指導 | No169 | いじめのとらえ方と予防Ⅱ（演習編） |
| No160 | コーチングのスキルと活用Ⅰ | No170 | 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの実施にかかるミドルリーダーの役割 |
| No161 | コーチングのスキルと活用Ⅱ | No171 | 合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について |
| No162 | コーチングのスキルと活用Ⅲー不登校解決のためのリソースを探すー | No172 | 自閉症スペクトラム当事者からみた特別支援教育 |
| No163 | コーチングのスキルと活用Ⅳー円滑な保護者対応に生かすー | No173 | 病弱教育におけるICT活用 |
| No164 | 学校における感染症対策の在り方 | No174 | いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ問題への対応について |
| No165 | これからの学校におけるミドルリーダーシップ | No175 | 学校におけるICTを活用した学習場面 |
| No166 | 事件・事故発生時の学校対応ー学校事故対応に関する指針をもとにー | No176 | 外国人児童生徒等に対する日本語指導 |

校内研修で活用する例

研修の冒頭で視聴し、それをふまえた演習を行う流れが可能です。



掲載日：令和7年3月28日

校内研修シリーズ

外国人児童生徒等に対する日本語指導：校内研修シリーズ No.176



The image shows a YouTube video player interface. At the top, there is a search icon and the text '外国人児童生徒等に対する日本語指導 (東京学芸大学 原瑞穂)：校内研修シリーズ'. Below this, a yellow banner reads '校内研修シリーズ'. The main title of the video is '外国人児童生徒等に対する日本語指導', with a red play button icon to its right. Below the title, it says '東京学芸大学 准教授' and '原 瑞穂 見る YouTube'. On the right side of the video player, there is a portrait of a woman with dark hair, wearing a dark blazer over a white top, against a blue sky background. A '共有' (Share) icon is visible in the top right corner of the video player area.

外国人児童生徒等に対する日本語指導について解説しています。外国人児童生徒等の現状と課題を提示し、日本語指導の教育課程上の位置づけ、指導を通じて育成する力、個別の指導計画の作成ポイント、児童生徒を教育・支援していくためのネットワークについて説明しています。さらに日本語指導の方法についても、日本語と他教科の統合学習など、実践例と共に紹介しています。

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/176.html>



全国教員研修プラットフォーム(Plant:プラント)



文部科学省が構築した、「新たな教師の学び」の効率的・効果的な実施に資するためのプラットフォームです。教育委員会や大学、公益法人等の研修主催者が登録した研修動画等を、**システムを通じて受講**することができます。

外国人児童生徒等の教育に関する研修動画も登録されているので、ぜひご活用ください。（「日本語指導」「外国人児童生徒」「DLA」等で検索）

Plantの教員アカウントが教育委員会から付与されている教職員は、そちらを使用して受講できます。それ以外の教職員や支援者等はゲストユーザーとして各自でアカウントを登録することで、受講できます。



詳細は、(独)教職員支援機構HPを御確認ください。<https://www.nits.go.jp/service/plant/>



日本語に通じない児童生徒への音声教材の提供

従来まで音声教材の提供対象だった障害により検定教科書の使用に困難がある児童生徒に加え、**日本語に通じない児童生徒についても音声教材の提供が可能となりました。**(「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の改正 令和6年7月施行)

音声教材は、文部科学省の委託事業により、令和7年度は**6つの団体が製作し、無償で児童生徒への提供**をしています。

音声教材の申請は各団体に行っていただきます。申請方法や各団体の連絡先は文科省HPに記載しています。

外国人児童生徒等への日本語指導における支援方法

【4】教科書の「読み」に困難がある場合、どのような支援をしていますか。(複数回答可)

| | 具体的な支援の状況 | 割合 | |
|--------|---|-------|-----|
| | | 小学校 | 中学校 |
| 2 | 教科書を拡大コピーしたものを用意する。 ・ デージー ：文字の大きさを変更することができる。 | 17.5% | 0% |
| 3 | 単語や文節の切れ目に印（スラッシュ・斜線）を付ける。 ・ デージー ：読んでいるフレーズをハイライトする。 | 55% | 35% |
| 4 | 読む箇所を指で指し示す。 ・ デージー ：読んでいるフレーズをハイライトする。 | 82.5% | 65% |
| 5 | 漢字にひらがなでルビを付ける。 ・ デージー ：漢字にルビを付けることができる。 | 87.5% | 75% |
| 7 | ルビの追加教科書本文を用意する。 ・ デージー ：漢字にルビを付けることができる。 | 30% | 65% |
| 1 5 | 教科書を音読したものを用意する（音声教材） ・ デージー ：文を音声で読んでくれる。 | 2.5% | 0% |

(出典：令和元年度 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議 第1回(令和元年8月14日) 資料6(豊橋市教育委員会築樋委員提出資料))

- ・ 音声教材の概要
- ・ 各団体のURLリンク
- ・ 音声教材普及推進会議の配布資料等
- ・ 音声教材に関するQ&Aなどを掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm



これまでに作成した参考資料など

- 外国人児童生徒受入れの手引 ※ 明石書店から販売もされています。
(外国人児童生徒等教育の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm 
- 就学ガイドブック
(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm 
- 学校教育におけるJSLカリキュラム
(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm(小学校) 
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm(中学校) 
- 外国人児童生徒教育研修マニュアル
(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm 
- 外国人児童生徒等のことばの力のアセスメント (旧DLAのページ)
(ことばの力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm 
- DLAワンポイントレッスン動画
(Plant全国教員研修プラットフォームへログインの上、研修コード「kokusai1」を入力。
その後、受講方法の流れに従って視聴)
<https://www.nits.go.jp/service/plant/> 

これまでに作成した参考資料など

- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム
(外国人の子供の先生や支援者の養成・研修に利用できるプログラム)
<https://mo-mo-pro.com/> 
- 高等学校における外国人生徒等の受入れの手引
(外国人生徒等の受入れ、日本語指導及び支援体制作りに関する手引き)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf 
- 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン
(日本語指導、教科指導・支援、キャリア教育、多文化共生教育に関するガイドライン)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf 
- 高等学校における日本語指導と学習支援 — 「特別の教育課程」の制度を活用してーリーフレット
(高等学校における日本語指導のための「特別の教育課程」に関するリーフレット)
https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_kyokoku-100002006_2.pdf 
- 情報検索サイト「かすたねっと」
(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)
<https://casta-net.mext.go.jp/> 